

裁 決 書

審査請求人 [Redacted]
[Redacted]

代 理 人 [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

処 分 庁 [Redacted] 福祉事務所長

平成21年7月16日付けで提起された、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求について、次のとおり裁決します。

主 文

処分庁の審査請求人に対する保護申請却下処分を取り消す。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が、審査請求人（以下「請求人」という。）に対して平成21年5月20日付けで行った本件処分について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

処分庁は本件処分の理由として、「住宅ローンについて、保護受給によるローン返済は世帯の自立を阻害することとなり、保護受給中の資産形成につながる」としているが、請求人は住宅ローンを長年にわたり弁済しておらず、しかも住宅に対して不動産競売開始の決定がなされているから、その前提を欠いており、却下理由とされる事実がないこと。

第2 処分庁の弁明

処分庁は、本件処分は、次の理由により保護の実施要領等に従って行ったものであり、何ら違法又は不当な点がないこと。さらに不動産競売開始の決定がなされたのは本件処分後であり、審査請求の理由として不相当であることから、本件審査請求を棄却するよう求めている。

- (1) 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日 社保34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）の「第3資産の活用」中、「問14 ローン付住宅を保有している者から保護の申請があったが、どのように取り扱うべきか。答 ローンにより取得した住宅で、ローン完済前のものを保有している者を保護した場合には、結果として生活に充てるべき保護費からローンの返済を行うこととなるので、原則として保護の適用は行うべきではない。」とされていること。
- (2) 住宅ローン返済の取り扱いに関する県の生活保護問答集において、「多額のローン返済は世帯の自立更生を阻害する」、「保護受給中における資産形成につながる」、「住民感情上問題がある」ことから、住宅ローンの返済は原則として認められないものとされていること。

第3 当庁の認定事実及び判断

1 認定事実

調査したところ、次の事実が認められる。

- (1) 請求人は、平成21年5月8日付けで、請求人及び娘の二人世帯として法に基づく保護申請を行ったこと。
- (2) (1)の保護申請を申請日に受理した処分庁の担当者は、請求人との面接により、請求人が自己破産のための書類を整え、裁判所に提出するだけとなり、債務は償還していないこと、及び請求人に住宅金融公庫（現住宅金融支援機構）からの多額の住宅ローンがあることを把握し、住宅ローンがある場合は保護の該当にならないことを説明し、今後の対応を法律事務所と相談するよう指導したこと。
- (3) 処分庁担当者は、同年5月19日に法律事務所にお問い合わせし、債務は全て支払いを止めていることを確認したこと。
- (4) 処分庁は、同年5月19日にケース診断会議を開催し、前記「第2 処分庁の弁明」の内容を確認した上で、保護申請は却下する、今後自己破産等の手続きにより負債処理の事実が判明した際には、再度申請について相談するよう助言する、との結論に達したこと。
- (5) 処分庁は、同年5月20日、「債務について法律事務所で支払いをストップしている事実は確認し、主（注：請求人のこと）も支払いをすることはできず、自己破産をしたい意思は分かるが、やはり自己破産等によるローン債務が無くなる事実がないと保護を決定することはできない。」との判断から本件処分を決定し、

秋知

同日処分庁担当者が請求人宅を訪れ却下通知を手渡した事。同通知の却下理由欄には、「申請時に提出ありました債権者一覧にある住宅ローンについて、保護受給によるローン返済は世帯の自立を阻害することとなり、保護受給中の資産形成につながる理由から申請を却下します。」と記載した事。

2 判断

(1) 生活保護制度における住宅ローンの取り扱いについては、「第2 処分庁の弁明」の(1)にあるとおり、課長通知により取り扱いの原則が示されている。一方、生活保護手帳別冊問答集問3-9は、「(問)ローンの支払いの繰り延べをしている等の場合には、ローン付き住宅の保有を認め保護を適用して差し支えないか。(答)一般の不動産の場合と同様の基準により判断して保有が認められる程度のものであって、ローンの支払いの繰り延べが行われている場合、又は、ローンの返済期間も短期間であり、かつローン支払額も少額である場合には、お見込みのとおり取り扱って差し支えない。」とし、ローン付き住宅を保有していても保護を適用する余地があることを示している。



また、処分庁の弁明の(2)の県の生活保護問答集は、「(問)多額の住宅ローンを返済している者から保護の申請があったが、生活保護法上ローンの返済が認められる限度額は如何。(答)住宅ローンの返済については、原則として次の理由により認められないものである。1 多額のローン返済は世帯の自立更生を阻害する。2 保護受給中における資産形成につながる。3 住民感情上問題がある。従って、当該申請者の生活困窮の原因がローン返済にある場合は、その原因除去のため処分指導することになる。但し、ローン返済が数カ月とか、支払額が少額(概ね当該世帯の経常的最低生活費の1割程度)であるとか、医療単給で極めて短期間(概ね3カ月程度)で自立する場合等にあつては、例外として認められることもある。(以下略)」と、住宅ローンを返済している場合の原則的取り扱いと、保護適用する際の考え方を示している。

(2) 以上のことを踏まえ、本件処分の適否について検討する。

認定事実(2)、(3)により、請求人は住宅ローンの返済を延滞し、自己破産申請の準備をしていること、そして認定事実(5)により、請求人が住宅ローンを償還する意思も能力もないことを、処分庁はそれぞれ把握している。こうしたことから、保護を適用した場合、請求人が保護費からローンの返済を行うとは見込まれず、課長通知第3の問14に照らし、保護が適用されないケースとは認められない。また、別冊問答集問3-9に照らし、延滞している状況がローンの支払いの繰り延べが行われている場合に準じたものと解することも可能で、保護適用の余地があるものと認められる。

従って請求人の保護申請については、住宅ローンの存在が保護適用の可否に影響するものではなく、住宅ローンの支払いをしていない事実や今後の支払い意思、能力等を勘案し、世帯の最低生活費と収入、資産との対比により保護の適用が必

要かどうかを決定すべきと認められる。

ところが、認定事実（２）のとおり、処分庁は保護申請を受理した当日に、ローン付き住宅を保有している事実のみを理由に保護は適用できないと誤った判断を請求人に伝え、ケース診断会議を経て、認定事実（５）のとおりローン付き住宅を保有していることを理由に本件処分を行っているが、これは取り扱い通知の解釈を誤って行ったものと言わざるを得ない。

なお、請求人は競売開始決定を審査請求の理由の一つに挙げているが、同決定は本件処分後になされていることから、本件処分の適否を判断する理由にはなりえないが、このことは、本件審査請求の結論に何ら影響しない。

- ３ 以上のとおりであり、本件審査請求は理由があると認められることから、行政不服審査法（昭和３７年法律第１６０号）第４０条第３項の規定を適用し主文のとおり裁決する。

平成２１年 ９月 １日

秋田県知事 佐竹 敬



教 示

この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して３０日以内に、厚生労働大臣に対し再審査請求をすることができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して３０日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して１年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。）。

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、この裁決の前提となる決定をした市を被告として（訴訟において市を代表するものは市長となります。）決定の取り消しの訴えを、あるいは県を被告として（訴訟において県を代表するものは知事となります。）この裁決の取り消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して１年を経過すると決定及び裁決の取り消しの訴えを提起することができなくなります。）。